

【基本目標】

【基本方針】

【主要課題】

【基本目標Ⅰ】

男女がともに認め合うまちづくり

【1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

【2】 学びの場における男女共同参画の推進

1 人権尊重の基盤づくり
2 男女共同参画の意識づくり

3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進
4 多様な学習機会の提供

【基本目標Ⅱ】

男女がともに活躍できるまちづくり
(女性活躍推進計画)

【3】 女性活躍推進の基盤づくり

【4】 ワーク・ライフ・バランスの推進

【5】 地域社会における男女共同参画の推進

5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進
6 人材の育成
7 誰もが働きやすい職場環境の整備

8 ワーク・ライフ・バランスの推進
9 男性にとっての男女共同参画の促進

10 地域活動における男女共同参画の推進
11 農林水産業や自営業等における意識づくり

【基本目標Ⅲ】

男女がともに安心して暮らせるまちづくり

【6】 暴力を許さない社会づくり(DV防止基本計画)

【7】 困難な問題を抱える女性への支援(困難女性支援基本計画)

【8】 男女の生涯を通じた健康づくり

【9】 ともに支え合う社会づくり

12 あらゆる暴力や虐待の根絶
13 きめ細かな相談・支援体制の充実

14 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援
15 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備

16 あらゆる世代へ健康増進の機会づくり
17 母子健康の保持と増進

18 ダイバーシティ社会の実現
19 安全・安心な地域づくり

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

第4次阿南市男女共同参画基本計画を策定

誰もがお互いの人権と多様性を尊重し認め合うまちづくり

本市は、2006年9月に「阿南市男女共同参画推進条例」を施行、2019年3月には「第3次阿南市男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を進めてまいりました。この度、計画期間の満了に伴い、新たな計画「第4次阿南市男女共同参画基本計画」を策定しました。3つの基本目標をもとに計画を進めてまいります。

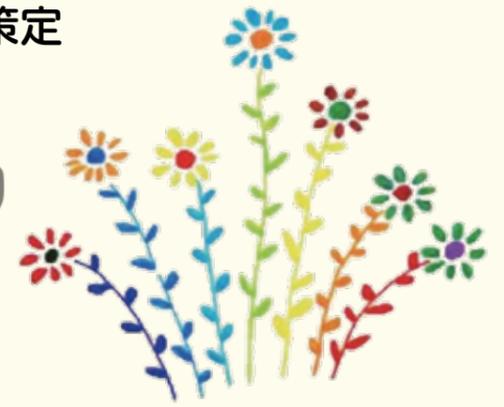


イラスト
ジェンダー平等実現後に花開く希望をイメージ
モチーフは蒲生田岬に咲く「シオギク」

基本目標

Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

男女が平等であるためには、一人ひとりが「一個人」としてお互いを認め合い、それぞれの個性や能力を発揮できることが重要です。

依然として、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状を踏まえ、男女平等意識の浸透に向けて、従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習等を見直すなど、意識の改革を促進します。

また、男女共同参画は人権尊重を基盤としていることから、家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場において、さまざまな機会を通じて人権学習や人権啓発を推進します。



Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり(女性活躍推進計画)

基本目標Ⅱに係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた行動計画(女性活躍推進計画)」として位置付けます。

少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、さまざまな社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、多様な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。

社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、女性の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策や介護支援等、さまざまな環境整備に取り組むとともに、地域活動における男女共同参画を促進します。



Ⅲ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

暴力を許さない社会づくりに係る取組については、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた「DV防止法」に基づく市町村基本計画として、困難な問題を抱える女性への支援に係る取組は、「困難女性支援法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

生涯にわたる男女の健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

